

研究

豊後国司の戸籍調べ (四)

福岡市東区居住

会員 佐 脇 貫 一

(佐伯市内町出身)

続日本後紀に次ぐのは日本文徳実録、普通文徳実録とのみよびられている。すなわち文徳天皇御一代紀で、全巻十巻、嘉祥三年三月から天安二年八月(八五〇-八五八)にわたっている。

▽ 齊衡元年(八五四)正月、外従五位下山口宿祢稻床為_二豊後介_一。

▽ 齊衡二年(八五五)正月、従五位下石川朝臣宗継為_二豊後守_一。

▽ 天安二年(八五八)六月、従五位下橘朝臣岑雄為_二豊後守_一。

国司の年限が四年(従来は六年)に改制されたのは弘仁六年(八二五)からであった。国史に記録されている国司のうち、弘仁六年以後の人物は、豊後守善永王(承和八・二二)同一二・二二(四年)、豊後権掾坂上当岑(承和九・七一不明)、豊後守清原沢雄(承和一二・二二嘉祥二八(三年九月)、豊後権守登美直名(嘉祥二・八一同一二・二二(四月)、豊後守加茂弟岑(嘉祥三・一一仁寿三・二二(四年)、豊後介山口稻床(仁寿四・一一天安二・二二(五年)、豊後守石川宗継(齊衡二・一一天安二・六(三年五月)となっている。

仁寿四年(八三二)十一月三十日下政元、齊衡元年となつた。

(以上続日本後紀・文徳天皇実録から)

山口宿祢稻床の豊後介補任が齊衡元年正月となつてゐるのは改元のためである。この山口宿祢は陸奥族、坂上氏流で延暦年間山口忌寸に宿祢姓を賜わつた。稻床はすこぶる厳正な人物らしく、後におこつた石川宗継の汚職事件の証人になつてゐる。(後出) 石川朝臣は武内宿祢裔蘇我氏族で蘇我臣連子の後、連子の子安磨のとき石川氏と称したが、天武十三年安磨・安磨らが朝臣姓を賜わつた。橘朝臣は敏達天皇の皇子難波親王の後で、三世美努王の子諸兄が橘朝臣の姓を賜わつた。

次は日本三代実録、これも普通「三代実録」と略称されている。この三代実録は、天安二年八月から仁和三年八月にわたる二十八年間の紀で、清和、陽成、光孝三代の天皇に亘つてゐる。全五十巻。この紀には闕巻はない。これは寛平四年(八九三)、源能有・藤原時平・菅原道真・大藏善行・三統理平らが詔をうけて編纂したもので、延喜元年(八九一)八月、藤原時平・大藏善行によつて完成した。

三代実録に其地方官の補任はかゝり詳しく記録されているが、貞観九年以後は粗になり、元慶四年からまた密になる。

▽ 貞観元年(八六一)正月、外従五位下善通朝臣根延為_二豊後介_一。

▽ 同 年二月、散位従五位下藤原朝臣世教為_二豊後介_一。

▽ 同 年三月、外従五位下当野忌寸平磨為_二豊後介_一。

▽ 貞観二年(八六二)正月、外従五位下行少外記春宿祢安雄為_二豊後介_一。

▽ 貞観七年(八六五)正月、従五位下平諸茂頭藤原朝臣玄

守為_二豊後守_一。

▽ 貞觀八年(八六六)二月、肥前公正六位上紀朝臣継雄被_二

豊後介_一。

▽ 貞觀八年(八六六)二月、肥前公正六位上紀朝臣継雄被_二

従五位下、為_二豊後守_一。

▽ 元慶四年(八八〇)五月、散位従五位下藤原朝臣安主為_二

豊後介。秩年已滿、不得_二放歸_一。落魄在彼、罪従五位下統行任_二武藏介_一。奏言_二被_二罷_一統行官、拜_二父安主於本官上_一。詔許之。

▽ 元慶七年(八八三)正月、後_二従五位下豊後守藤原朝臣智麻呂_一、後五位上。

▽ 仁和元年(八八五)正月、従五位下橘朝臣長茂為_二豊後守_一。

▽ 仁和二年(八八六)二月、外従五位下行肥前公大神朝臣良臣為_二豊後介_一。

▽ 同。年六月、散位停止五位下源朝臣淵為_二豊後守_一。

▽ 仁和三年(八八七)三月、後_二豊後介外従五位下大神朝臣良臣_一、後五位下。

山口宿禰稻床は齊衡元年から天安三年(貞觀元年)止月まで五年間、豊後介として豊後國府に在任したらしい、彼は善道朝臣根蓮と交替したが、根蓮は同年三月当野忌寸乎麻呂と代つた。それは同年二月、豊後守に任せられた藤原朝臣世敷によつて、前々豊後守石川朝臣宗継の非行が暴かれたからで、山口宿禰は証人として召還された。貞觀元年(四月改元)十二月の条に次の記事がある。

「前豊後守従五位下石川朝臣宗継は、在任中、理由もなく百姓の財物を奪い、私腹を犯したといふので新えられた。大政官は宗継の才とで次官(豊後介)を勤め

た山口宿禰稻床を召還してその事實を訊ねたところ、稻床らがこれを説いたので、宗継を刑部省に下し延断

させた。刑部省では刑部大丞藤原飽永、少録兼秋野、大録布留道永らが係官であつたが、刑部大丞丹波澄真の言葉で、事件後すぐで数年を経ており、特効にかからぬから撤されてよいということになり、赦免状が出された。しかし、この事實が官に知られ、はしいまに罪人を放つたといふので、丹治真念は免官になつた。

善道朝臣は尾張氏族、天火明命の後という。古くは伊弉諾と称したが、家守のとき善道宿禰の姓と賜わり、天長五年真貞のとき朝臣姓と賜わつた。藤原世敷は北家の内麻呂の子福当麿の子である。当野忌寸は百濟を経て渡來した帶方遺民の裔といわれるが、系統ははつきりしない。ここに散位といふことがでてきたが、散位とは位だけあつて官職のないものといひ、その所屬する縣(後所)の長を散位頭といふ。

当野乎麻呂は約十か月ばかりで転任、秦宿禰安雄が代り豊後介に就任した。この秦宿禰安雄は秦始皇帝五世孫融通王の後と伝えられている。日本書紀、応神紀にある百濟から渡來したといふ弓月君が融通王で、百二十七果の人民を率いて渡來歸化した。この一族は秦公と称したが、後秦宿禰の姓と賜わつた。しかし伝えるよう彼らは秦の遺民ではなく、三韓の一つである辰韓の遺民といわれている。

次に貞觀二年閏十月の条に、

「十二日戊午、大宰府言う。管豊後國權掾正六位上越智宿禰成骸骨を乞いて曰く、広成幾八十及び、筋力衰耗し、空しく官職を妨げ、公家(國家)に益なし。請う官を罷め郷に帰り、以て終(余生)を待たんと。之を許す。」

(三代実録より)

といふ記述がある。これは豊後權掾であつた越智成骸が

を八十歳に及んだので、官職を辞して郷里に帰りたいと請願し、許されたという記事である。豊後権掾は官司として三等官格、そう高い身分ではない。だが律義を越智広成は老骨がいつまでも官職にあっては、後輩の出世を妨げ、國家にとっても益がないと、自発的に退職した。出所進退を得た彼の行為は、當時として珍しかったのであろう。この越智宿禰は饒速日命の裔で、小市國造おちのくにのみこととなつた小致命おちのちのみことの後。古くは越智直といつた。

貞觀七年正月、豊後守に任ぜられた藤原朝臣広守は、藤原不比等の四子麻呂の後で、家号を京家といふ。藤原氏は不比等の子等のとき四家に分かれた。長男武智麻呂が京家、次男序前が北家、三男宇合が式家、四男麻呂が京家である。このうち北家藤原氏がもつとも繁栄し、後の摂關家となつた。これまで藤原朝臣で豊後司司になつたのは、北家の園人と世数、南家の真書まがな、京家の広守(以上六目)であつたが、尊卑分脈には同時代と思はれる豊後守に次の四人がある。南家に従五位下豊後守藤原朝臣女水(真書の弟伊勢人の子)。式家に従五位長豊後守藤原朝臣清綱(宇合の孫)と従五位下豊後守藤原朝臣吉緒(清綱の兄綱主の子)。京家に従五位下豊後守藤原朝臣豊考(麻呂の子洪成の子)。

ここで問題になるのは秦宿祿安雄の官位にある。外従五位下(少外記)と、藤原朝臣広守の官位にある。従五位下(諸陵頭)の行および守の文字である。この行・守は位番といつて、公文書に官位を連ねて書くときの書式で、官と位が相当しているときは「豊後守従五位下」というように官を上、位を下に書くが、相当していないとき位位を上、官を下にし、位が高ければ「外従五位下行少外記」と書き、官が高ければ「従五位下守諸陵頭」と書くのである。

藤原広守と同時に豊後介になつた菅野朝臣宗範の菅野氏は、百済の貴須王の裔といわれ、辰孫王のとき帰化、その後葛井・船・津の三氏族となつた。菅野朝臣は船連の後で、御船宿禰と称し、貞觀五年菅野朝臣の姓を賜わつた。

貞觀八年から元慶四年までは豊後司司の記載がない。もつとも大和・甲斐・近江・美濃・備後・伊予・豊前等の官司任命があるから、省略されたのである。すなわち貞觀八年二月、紀朝臣継雄が豊後守に補任されてから元慶四年五月、藤原朝臣安主が豊後介に再任されるまで記載されていないのである。

さてこの藤原朝臣安主は前豊後介であつたが、任期が満ちても帰京することができず、放浪落魄して豊後國外に任んでいた。安主の子統行は母方の家に成人し、このほど任官して従五位下武藏介となつたが、彼は父安主の境遇を憂い、朝廷に奏請して、統行の任官をとりめて父安主を本官に再任用されるよう願ひ出た。朝廷は統行の苦心を賞して詔を下し、その願ひを許した。故位従五位下藤原安主はここに豊後介に復活したのである。安主は南家藤原氏で、真書の兄真作の孫にあたる。

三代実録貞觀十六年六月の条に、
「十七日癸酉、伊豫権掾正六位上大神宿禰己井・豊後介正六位下下治真人安江等を唐家に遣わし、香薬を市に購わしむ」とある。前後の文意から概津分、筑前の博多分、唐人の住む街に伊予権掾大神己井も豊後介も治安江を遣つて、香料を求めさせたという記事である。

元慶七年正月、豊後守藤原朝臣智泉は従五位上を授けられた。この智泉は元慶元年四月大嘗会にいして悠紀の地を卜定する役をととめたが、そのとき従五位下行肥

後介であつた。元慶三年藤原智泉は豊後守に任ぜられた。
(三代親聚殘篇) 智泉は北家藤原氏の魚名流高房の子である。

仁和元年正月、橘朝臣長茂が豊後守になつた。長茂は橘嶋田麿(諸兄の孫)の子の常主の孫にあたる。時の帝光孝天皇は元慶八年二月、陽成天皇の譲りをうけて即位されたが、すでに御年五十四歳で、親王として仁明・文徳・清和・陽成の四朝に亘つて官職につかれ、國政に参与された方であつた。それだけに下情にも通じ慣例をい権をもつてあつた貴族たちにあきたらず、従つて藏於倉慢ともいえる選任國司の慣習を嫌忌された。橘長茂は仁和元年正月十六日、從五位下豊後守に任ぜられたが、一向任地に赴こうとせず年を越し仁和二年になつた。同年二月三日、光孝天皇は左右大臣に命じて選任國司を捕逐したが、なかには任命後二年以上を経過する者もあつた。

「左右大臣は勅を奉じて、左近の陣へ左衛門府へおいて新官叙任の式を行なつた後、任命されながら未だ赴任しない國司、摂津守從五位上多治比真人藤善、伊勢守從五位上藤原朝臣繼蔭、甲斐守從五位下藤原朝臣兼實、安房守正六位上多治真人安氏、上総介從五位上小野朝臣國親、隱岐守正六位上伴宿祢有世、紀伊守從五位下伴宿祢春雄、肥後守正五位下藤原朝臣時長、豊後守從五位下橘朝臣長茂、対馬守正六位上純朝臣経業等の進祭しない事情を各問した。彼らは出祭の時期を問違つていたとか、病氣のためやむなく留まつていたなどと、理由をつけて謝つた。」(三代實錄仁和二年条より) ついで五月十八日、依然として出祭赴任しなかつた四名の者に対して、肥後守正五位下藤原朝臣時長、摂津守從五位上多治真人藤善、豊後守從五位下橘朝臣長茂、甲斐守從五位下藤原朝臣兼實等四人、並ぶ位一階を下し、左右京職に下知して、その告身(仮記)を破棄した。時長等は官を拜して年を経ながら任國に赴かなくなつたので、この勅断があつたのである。(同書仁和三年五月条)

仁和二年二月、肥前介大神朝臣良臣が豊後介に任ぜられた。この良臣は大神朝臣ではあるが、本家でなく支族の大直神田朝臣であつた。そのため外位に叙せられたので、仁和三年三月朝廷に上奏して、大祖三輪殿宗尊の勲功を詠き、また兄全雄をはじめ自らの功績を言上して内位授与の事を訴えた。外記局では速祖と同じであつても派別が異なるから格旨にそむくとしたが、光孝天皇は勅して、良臣の願いを入れ、外位の告身(仮記)・辭令のことに破棄して内位を賜あつた。

同年五月、前豊後守橘長茂が罰せられ、豊後守が欠員になつたので、六月散位正五位下源朝臣淵を豊後守に任じた。この源朝臣は仁明天皇の皇子で源姓を賜あつて臣籍降下した源多の子である。(つづく)

史料 (温故知新録より抄出)

龍護寺千手觀音寄進

山中道夫提供

正徳二年九月十日

龍護寺前立、千手觀音 我等與ヨリ寄進申ふニ付、先頃仏師ニ申付、此間出来ぬ故、今日増上寺方丈開眼相頼則大僧正祐天開眼被致ぬ。近日在所へ差遣ひ振申付ぬ。尤龍護寺只今迄、本尊、六月一度例年、通開帳申 其外此度、前立常開帳ニ申付ぬ

觀世音 長一尺五寸

銘 為佛崇善提標名号ヲ以懷立ノ千手觀音像 一鉢

謹テ書寫之

佐伯城主

毛利周防守藤原高定

正徳壬辰年九月十七日

同室前野州侍後藤真女